



板倉 保秋 議員

ごみ焼却行政を問う

問 本市が進めていくごみ焼却行政に対する基本的な考え方は。

答 本市としては、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保できるよう、国の方針等に基づき、「山梨県ごみ処理広域化計画」との整合を図りながら、他市町村との幅広い枠組みによるごみ処理の広域化実現に向け取り組んでいくことが望ましいと考える。

都留市学校規模等 適正化準備会を問う

問 教育の目的や小規模校の良さを見つめるような議論が必要と考える。この準備会では、どのような議論がされるのか。

答 学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討は、国の「手引き」とおり、学校教育の直接

の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子ども、保護者の声を重視し、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた議論を行うべきと考える。

教育の目的は、「人格の形成」であり、本市では小規模校の良さを生かした学校づくりの視点から検討を行い、都留文科大学附属小学校では英語特区として、旭小学校ではコミュニティスクールを導入し、地域で支える学校を目指した学校運営を展開している。

また、複式の対象となった2つの小学校では、市費負担教員を配置し、複式学級解消を行ってきた。準備会では、様々な視点から意見が出されることを期待しており、ここで調整された結果は審議会により協議・検討されていくと理解している。

都留市の防災対策 を問う

問 都留市風水害タイムラインとは。

答 災害発生前からの行動指針となる「都留市風水害タイムラ

イン」には、台風等への対応を的確に行えるようにするため「いつ」「誰が」「どのように」「何を」するのかを明確にし、「監視・準備・警報」までの行動を時系列で定めるもの。関係部署との調整を図り、わかりやすい「タイムライン」の策定に努めていく。

問 地区防災計画の活用方法は。

答 「地区防災計画」には、「訓練の実施回数・内容」「避難所への避難方法・避難経路」「災害弱者の支援方法」「備蓄」等の地域の実情にあつた必要な防災対策や、「土砂災害や河川の危険箇所」を明記することを検討している。

この計画をもとに、平常時から地域における災害への事前対策の強化を進め、さらに、各世帯に配布することにより、危険個所を把握するための防災マップの代わりとして活用することも可能となる。

その他の質問事項
・単独型サービス付き高齢者向け住宅について



日向 美德 議員

県道四日市場上野原線拡幅工事 及び通学路安全対策工事に ついて問う

問 工事の進捗状況は。

答 山梨県によると、県道四日市場上野原線の拡幅工事等については、与縄橋付近の歩道設置工事や朝日曽雌地内のグリーンベルト敷設などを実施してきたとのことである。

問 延長箇所の状況は。

答 県道四日市場上野原線の拡幅工事等については、今年度、与縄橋付近の歩道設置工事を継続して実施すると聞いている。

また、来年度以降についても、地元と調整する中で、施工箇所等を随時検討しながら進めていく予定とのことである。

都留市災害ハザードマップ (土砂災害特別警戒区域) 及び治山・砂防・河川での 安全対策工事について問う

問 土砂災害特別警戒区域は何か所あるか。また、指定されるまでの経緯は。

答 土石流によるものが116か所、急傾斜地の崩壊によるものが223か所の計339か所の土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が指定されている。

土砂災害特別警戒区域の指定については、県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査の結果及び関係する市町村の意見をふまえ、県が指定している。

道の駅つるについて問う

問 売上状況等はいかがか。

答 平成29年度における、道の駅つる全体の売上高は約2億6千万円、来場者数は約70万人となっている。

問 出荷された商品にクレームがあったと聞くと、農産物等の品質管理はどうなっているか。

答 道の駅つるに出荷される農産物などの品質管理については、運営会社である「せんねんの里つる」、出荷農家等で構成される生産者組合、市の三者で毎月

「運営協議会」を開催しており、その中で一部の組合員が出荷した米やトウモロコシについて、虫や異物の混入があったとのクレームが寄せられ、運営会社が対策を講じているとの報告があった。

今回のようなクレームは、道の駅つる全体の評価を下げることにつながるとともに、農家の生産意欲低下を招くことも考えられ、市から運営会社に対して、厳重に指導を行った。

また、今後も県農務事務所の協力を得る中、道の駅出荷者だけでなく、市内農家の方を対象とした研修会を開催するなど、より品質の高い農産物の生産と農家全体の技術の底上げに向け取り組んでいく。

問 道の駅つるの地域経済活性化の成果は。

答 道の駅つるの売上高約2億6千万円のうち、その多くは、道の駅つる生産者組合に登録する組合員や、道の駅において発生した雇用等により、関係する市民へ還元されており、経済活性化に一定の成果があったものと認識している。

総務産業建設

常任委員会

9月12日午前10時から

委員長：山本 美正 副委員長：小俣 義之

■審査した議案（付託議案）

- ・議第54号 都留市職員定数条例中改正の件
- ・議第56号 市道の路線の認定の件
- ・議第57号 平成30年度都留市一般会計補正予算（第1号）

- ・議第59号 平成30年度都留市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本委員会では、

- ・都留市職員定数条例改正により増員となる消防職員に関し、救急出場件数等の現状と傾向について
- ・ブロック塀等撤去促進事業補助金における一件当たりの

金額と想定する件数について

- ・同補助金の市民への周知及び啓蒙における市の考え方について、などの質疑があり、慎重に審査した結果、付託議案の全てを原案可決としました。

社会厚生

常任委員会

9月12日午後1時30分から

委員長：藤江 喜美子 副委員長：日向 美徳

■審査した議案（付託議案）

- ・議第55号 都留市税条例等中改正の件
- ・議第57号 平成30年度都留市一般会計補正予算（第1号）
- ・議第58号 平成30年度都留市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- ・議第60号 平成30年度都留市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- ・請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

本委員会では、

- ・都留市税条例の改正に伴い、個人市民税の非課税範囲と所得控除の改正内容について、などの質疑があり、慎重に審査した結果、付託議案の全てを原案可決としました。

次に、請願第3号については「採択」すべきものとなりました。

※議第57号平成30年度都留市一般会計補正予算（第1号）は、それぞれの常任委員会で所管する補正予算案を分けて審査します。

決算特別

委員会

9月13日・14日・18日 午前10時から

委員長：谷垣 喜一 副委員長：天野 利夫

■審査した議案（付託議案）

- ・認題1号 平成29年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件
- ・認題2号 平成29年度都留市水道事業会計決算認定の件
- ・認題3号 平成29年度都留市病院事業会計決算認定の件

本委員会では、

- ・地方公会計の統一的な基準に基づく財務書類の作成による、本市財政に対する新たな課題と問題点等について
- ・生涯活躍のまち・つる事業における複合型居住プロジェクト事業用地購入費の詳細について
- ・特定空き家等に対する各種委員会の開催状況と特定空き家の現状と今後の対策について
- ・本市における生活保護世帯数及び保護率の現状と国・県や県内他市との比較による本市の考え方について
- ・介護保険事業特別会計の一般介護予防事業における不用額の主な要因について

- ・本市の保育士に対する報酬額と近隣他市との比較による本市の考え方について
 - ・高校生等就職支援資格取得補助金の対象となる資格内容と資格取得状況の詳細について
 - ・橋梁長寿命化修繕計画による修繕完了予定時期と今後の見通しについて
 - ・市内小中学校への防犯カメラ設置状況と今後の設置に向けた本市の考え方について
 - ・20年後の成人式による市外からの参加者に対する本市のPR活動内容と民法改正により成人年齢が18歳となることによる20歳成人式の今後の本市の考え方について
- などの質疑があり、慎重に審査した結果、委員会の審査過程における意見、要望、指摘を、今後の予算編成及び予算執行などに反映されるよう望み、付託された決算については、原案のとおり認定すべきものとなりました。

正副議長に不信任決議案

9月定例会閉会日(9月21日)において、
小俣武議長・国田正己副議長への不信任決議案が提出されました。

議長不信任決議案

提案理由

提案者：小俣義之議員

ただ今から、議長不信任決議案、提出理由の説明を申し上げます。

議会は、住民の代表である議員が案件について、質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員が徹底した論議を行い、議決の形で意思を表すこととされております。

これらの会議を主宰するため、地方自治法第103条の規定により議会には議長が置かれ、議長に事故等がある場合に備えて副議長も置かれております。また、地方自治法第104条によれば、議長には議事整理権、議会の代表権が規定をされ、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表するものと決められております。議会の活動を主宰し、議会を代表する議長は、中立性と尊厳性を保つことが、議会運営を行う上で必要条件とも言われております。

然るに過日行われた都留市議会主催の議会報告会の席上、市民からの要望に対しての議長の答弁で、「我々グループの9名の議員の勉強会で問題を提起し、問題に向かって取り組む」という発言があり、これは、議長のグループだけで議会を運営しているかのようにも受け取れる発言内容でありました。

常任委員会の席上においても、申し合わせ事項の発言時間のあり方について、委員会中に異議を唱えるなど、これまで議会内の運営基準としてきた申し合わせ事項をも軽視をする発言がありました。これらは、議会活動を主宰し、議会を代表する立場である議長としての発言とは思えない、独善的な発言である上に著しく中立性を欠くものであり、我々は認めることはできません。

我々は、本市発展のためにも、また、本市議会の公平、公正で誠意ある議会運営を心から願う議員としての信念に基づき、苦渋の、本当に苦渋です、苦渋の決断の上、ここに、議長不信任決議案を提出するものであります。

以上です。

反対討論

天野利夫議員：

議長不信任決議案に対する反対討論を行います。

昭和29年、1町4ヶ村が合併して市制を施行し、平成20年12月都留市自治基本条例が制定されました。都留市議会は活発な議論を重んじる伝統と、個々を尊重しあう民主的な政治風土を引き継ぐとともに、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ね、市民の負託に応えていく事を決意し、2年の月日と50数回の会議を開催し、大学教授や専門家の助言も得ず、平成25年6月都留市議会基本条例が施行されたと聞いています。

議長は今日に至る中、就任して1年10カ月、誠心誠意、議長職を務め、議会の公正性、透明性を確保し、協働で得られた民意のもと自由な討論を行い、必要となる政策提言、政策立案などの実現を図るため、平成29年3月政策提言研究会を立ち上げた力量を持ちます。また、平成23年9月には議会基本条例作成の提案等、数多くの実績も残し、議会事務局へも毎日に近いほど出向き、事務局、副議長との打ち合わせ等、支障・落ち度の無いよう頑張っている議長の背中を頼もしく拝見しているところです。

一昨年10月末日の臨時議会で第68代議長選において、7人が白票を投じ、議長就任のあいさつも聞かず6人が議場を退席した。その中には議会を円滑に運営しなければならない議会運営委員長の議場放棄、この日の唯一の議題で責任ある総務産業建設常任委員長の議場退席による議案放棄、自分の要職も省みず、全うせず、放棄し、退席した議員が我が身を省みず、正副議長を批判するのみの事で満足していると思うと誠に情けない思いです。

自分の行動を反省せず、議長不信任の賛成討論をするようですが、誠に憤りを感じ、滑稽に見えます。自分たちで作った議会基本条例をもっと尊重し、大切に、もう一回、いや何回でも読んでいただきたい。

議長不信任なんて、とんでもない事だ。これが都留市議会の現状かと思うと誠に残念であり、議会も将来への大きな汚点を残し、市民に申し訳ない気持ちです。

私は、議長の側面で議長の職務を注意深く見ておりますが、議長は職務を全身全霊で全うしております。

よってこの不信任案は全くの思い違いであり、撤回を求め反対討論いたします。

賛成討論

藤本明久議員：

先ほど提出された、小俣議長に対する不信任決議案動議に賛成の立場で討論いたします。

我が都留市は、昭和29年市制施行以来、今年で64年になります。この64年の歴史の中で、議長職に就かれた方はたくさんおられます。その中で議長職を3回という方は、現職議長の他にないわけであります。

この64年間の議会の歴史の中で、議長職を経験する中でやはり、議会は皆のものであります。議長はそれをまとめ、若い人を育てるという義務があると私は思います。

議長は代表であります。この64年の中には3回できる機会があった議員もいるでしょう。3回やりたかった人もいるでしょう。しかし、そういう議員も64年の中のすべての議会経験者の皆さんは、2回で我慢ということはないのでありますが、次の世代のために人を育てるために、たらい回しではなく、それなりに適材適所の中で議長職を選んできたのだと私は考えております。

やはり、議会は市民のものであり、議員だけのものではありません。1人で3回議長職というのは、どう考えても私はおかしいと思わざるを得ません。同僚議員の中には数長く議会の歴史を重ねて、まだ1回という議員もいるわけであります。そういう方にも、やはりある程度諮る中でうまくやっていかなければ、議会をまとめていかなければならないと私は思います。公平、公正で常識的に議会を運営することが、本市の発展に繋がるのだと私は認識しております。これらの理由で議長不信任決議案に賛成することが我々、市民の皆さんから負託された議員として当然のことだと私は判断します。

以上、議員各位の良識あるご理解をお願いし、不信任決議案に賛成の立場の討論とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

結 果

小俣議長と、議長に代わり議事進行を務めた国田副議長を除く14人で採決を行った。賛成7人、反対7人の同数となり、議事進行を務めた副議長の判断で否決。採決後、議長は辞表を提出。議長選を行った結果、小俣武議員9票、鈴木孝昌議員7票で、小俣武議員が議長に就任した。

正副議長に不信任決議案

9月定例会閉会日(9月21日)において、小俣武議長・国田正己副議長への不信任決議案が提出されました。

副議長不信任決議案

提案理由

提案者：鈴木孝昌議員

ただ今から、副議長不信任決議案、提出理由の説明を申し上げます。

副議長職とは、議会を代表する議長を補佐、代行し、公正かつ円滑な議会運営を行う役割を担っているものと理解をしております。副議長選出にあたりましては、従来より公平、公正を恒として期数や年齢を考慮し、選出をまいりました。

確かに地方自治法では、副議長の任期は議員の任期である4年とありますが、本市議会では長い歴史において、歴代の正副議長は、議会運営の円滑化と都留市の未来を見つめての的確な行政運営を監視する二元代表制である議会としての立場を遵守し、さらに議会全体で発展的な議論を重ねるべく、環境を創り出さなければならない最も重要な職責であり、多くの議員から尊敬される人格をも要求されるものであります。

そのような中、今月3日の一般質問の聞き取りの中で、質問項目が議員同士で重なり、議長、副議長、議会運営委員長の3者で調整会議が行われました。質問の順番も1番であり、以前から当局に要望を重ねてきた議員の質問に対して、3者での調整会議の結果、後から提出された議員の質問を優先し前者に対しては関連質問で述べるようにとのことと決定されました。この決定はまったく理不尽であり、理解できません。当該議員はやむなく妥協せざるを得ませんでした。

これからもこのような調整会議やその他の会議などで、公平、公正なる評決が期待できず、私そして賛成議員としては、これらの現状をこれ以上見過ごすわけにはまいりません。我々は本市発展のため、そして本市議会の公平、公正なる正常な議会運営を心より願い、ここに副議長不信任決議案を提出するものであります。

以上です。

反対討論

藤江喜美子議員：

副議長不信任決議案に対する反対討論を行います。

都留市制が施行され60年余り、その時、その時代の議員が都留市の将来に思いを巡らせながら本市の発展に英知と努力を結集することで今日の都留市議会を築きあげてこられたと思います。現在、その職にある議員も当然こうした考えのもと、都留市政の発展に努めることが、議員に求められる課題の一つだと思います。

5年前、国田委員長のもと、都留市議会は二元代表制について学び、市長と競って市政の発展に寄与できる議会のあり方について研究し、2年の月日と50回以上の会議を経たうえで手作りの議会基本条例を作り上げ今日に至っています。

今回の不信任動議の提案は、都留市議会が議会基本条例の中で示した、市民の理解や期待に応えるためにより開かれた議会活動を推進するとした精神に反した、市民不在の対応なのではないでしょうか。さらには立派な条例を制定しても議会の体質が変わることなく、その努力を台無しにしたうえ、議会の中により深い亀裂をつくりだし、また、これまでの副議長の功績に汚点を残すことになるのではないかと危惧するところであります。

日ごろ事務方と打ち合わせ等に全力投球している副議長のお姿を目の当たりにするたびに、また、議長の補佐役として職責に向かい合う誠実な姿勢に共感を覚えるとともに、評価されることこそあれ、非難されるようなところは全く感じておりません。

以上のいくつかの観点から、今回の不信任動議は、その提案の妥当性が大変希薄に感じるものであり、全く筋の通らないものであります。よって提案の撤回を求め、私の反対討論といたします。

賛成討論

山本美正議員：

先ほど提出された、国田副議長に対する不信任決議案動議に賛成の立場で討論いたします。

この度、本市議会の副議長職続投にあたり、あまりに横暴で名誉欲に溺れていると思わざるを得ない人物に、副議長職を託すのには大いなる不安を感じざるを得ません。その理由は次のとおりであります。

昨年、選出された国田副議長は、過去に2度も議長職を務めただけでは飽き足らず、あろうことか、再び副議長に就任し、さらには過去の先例を全く無視した副議長職続投など、かつて前例のない横暴なふるまいは誠にもって言語道断であります。後進に道を譲り、指導するのも先輩議員としての大事な役割ではないのでしょうか。これでは公平、公正な議会運営が保たれるとは到底思えず、本市議会の秩序と公平性を乱すと思われる蛮行を、我々としては断固見過ごすわけにはまいりません。どこの世界にも、物事は順序というものがありますので、醜い権力争いではなく、公平、公正で常識的な議会を運営することこそが、本市の発展に繋がるものと認識しております。これらの理由により、副議長不信任決議案に賛成することが、市民の皆さまから負託された議員として当然のことと判断いたしました。

以上、議員各位の良識あるご理解をお願いし、不信任決議に賛成の立場の討論といたします。

以上です。

結 果

小侯議長と国田副議長、採決権を棄権した議員1人を除く13人で採決を行い、賛成7人、反対6人で可決された。

9月定例会議決結果

(議員別賛否を含む)

区分	議員名 議案等名	議決 結果	志村	小林	日向	天野	奥秋	山本	小澤	板倉	藤江喜美子	藤本	鈴木	谷垣	国田	小俣	小俣	小林
			武彦	健太	美徳	利夫	保	美正	眞	保秋	喜美子	明久	孝昌	喜一	正己	義之	武	歳男
市長提出	議第53号 契約締結の件（都留市防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第54号 都留市職員定数条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第55号 都留市税条例等中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第56号 市道の路線の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第57号 平成30年度都留市一般会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第58号 平成30年度都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第59号 平成30年度都留市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第60号 平成30年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第61号 教育委員会教育長の任命について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議第62号 教育委員会委員の任命について同意を求める件	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	認第1号 平成29年度都留市各会計歳入歳出決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—	○
	認第2号 平成29年度都留市水道事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	—	○
	認第3号 平成29年度都留市病院事業会計決算認定の件	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
議員提出	請願第3号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議員提出意見書案第2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
	議員提出意見書案第3号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○

○は賛成 × は反対 ※議長は採決に加わりません。

9月定例会
会期日程

◆8月30日 本会議
(開会)

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明並びに所信表明

◎議案審議

◎議案及び請願の委員会付託

◆9月10日 本会議

◎一般質問

◆9月12日

総務産業建設常任委員会

社会厚生常任委員会

◆9月13日

決算特別委員会

◆9月14日

決算特別委員会

◆9月18日

決算特別委員会

◆9月21日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議

(閉会)

各会議等における議員の欠席日数状況報告

(H30.7月～9月)

	志村 武彦	小林 健太	日向 美徳	天野 利夫	奥秋 保	山本 美正	小澤 眞	板倉 保秋	藤江喜美子	藤本 明久	鈴木 孝昌	谷垣 喜一	国田 正己	小俣 義之	小俣 武	小林 歳男
本 会 議	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常 任 委 員 会	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 委 員 会	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 員 協 議 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
議 員 研 修	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、日本は、ほかのOECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多い状況があります。次期学習指導要領への移行など、授業時数や指導内容が増加している中、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げることが必要です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国各地に住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進するとともに、少人数学級の推進を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

電力は国民経済の発展に欠くことのできないものであり、福島第一原子力発電所事故以降、電力需給が逼迫しているため、再生可能な自然エネルギー発電において固定価格買取制度を導入するなどして、その普及促進に取り組んでいる。

しかしながら、太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化しているところである。

本市においても、太陽光発電設備が急斜面の山林に森林を伐採して設置されるほか、農地や住宅地の中に周辺環境と調和せず設置されるなど、景観の阻害、住環境の悪化のみならず、土砂災害等の発生が非常に危惧される状況となっている。

このような状況に鑑み、固定価格買取制度の根拠法であるFIT法では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところであるが、土地利用規制等に関する関係法令では、太陽光発電設備から現在生じている景観、環境及び防災上における様々な問題に十分対応していない。

また、FIT法においても、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正に太陽光発電設備を設置しているか確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていない。

よって、国においては次の事項を早急に講じられるよう、強く要望する。

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。例えば、地域で重要な田園風景や自然環境が残る場所、住民が著しく危険を感じる場所などは、市長の意見を聴いた上で、特例的に立地を規制すること。
- 2 1による法整備等の実効性を高めるため、FIT法においても、着工していない認定案件について、事業者が計画地を立地規制の対象となる場所から変更する場合でも、同じ買取価格を適用すること。
- 3 太陽光発電設備がFIT法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

平成30年度

都留文科大学・市議会意見交換会議事概要



8月21日(火)に、都留文科大学と都留市議会との連携の一環として、意見交換会が行われました。「本学の現状と今後の方針について」講演を受けた後の意見交換会では、次のような多数の質疑があり、大学教授と市議会議員の間で活発な議論が交わされました。

○文部科学省の流れの中で、近隣等の大学合併等についてどのような考えであるのか。

○IB(国際バカロレア)について、文部科学省は対象校として200校を目指しているが、教員養成等の見込みは。

○CCRC複合型施設について、学生、地域が使い交流できる場所との計画に賛成している。高校と大学の連携として、地域枠を大きくし、都留市からの学生流出を止める一つにはいかがか。



議員視察研修～

今年度は2班に分かれて
研修を行いました。
それぞれの概要は次のとおりです。

研修内容

(1) 平成30年7月31日(火)

先駆的空き家対策 モデル事業

〔京都府京丹後市〕

京丹後市の独自の実態調査として平成27年度に全地区の区長を対象に行った空き家等のアンケート調査では、活用可能なものが563件、管理不全なものが192件、計755件の空き家を確認した。管理不全なもののうち、建物の倒壊の可能性がある空き家が49件、そのうち倒壊等により周辺への影響の可能性があるものが36件となっており、早期の対応が必要な状況にあった。

この「先駆的空き家対策モデル事業」は、平成29年度に策定した空き家等対策計画に示す、管理促進及び空き家等流通の活性化の取組みとして、「相続登記の促進」と「相続財産管理人制度を活用した流通促進」の2つの事業を実施している。

研修を終えて

本市においても人口減少に伴い、空き家の増加が懸念されている。今後、体制も含めて事業強化が求められており、どうしたら空き家を出さずにすむか、また、空き家を早期に見つけ、どのように対応するのか、さらには空き家の活用を大きく前進させるためにはどのようなことができるのかなど、今回の京丹後市における事業を参考とし、取り組みが望まれるところである。

本年度、富士見台自治会が、市の補助制度を活用し、「空き家リフォームした集会所」として利用することとなった。今後は、この制度をさらに拡大し、個人利用なども可能となるよう検討していくことも必要と思われる。

研修内容

(2) 平成30年7月31日(火)

窓口業務一部民間委託

〔福井県小浜市〕

市民サービスの一層の向上



小浜市での研修 実際に窓口を視察

と、業務の効率化、小さな行政への転換を図るため、市民福祉課市民窓口係り業務の一部民間委託について、平成26年度から検討を開始する。

平成27年度に公表・公募し、プロポーザルを実施し、平成27年9月1日から業務委託を実施する。委託期間は、平成30年8月31日までの3年間とする。

◆業務委託の効果

- 安定した窓口サービスの提供
 - 人件費の削減
 - 市民サービスの向上
 - 地元雇用の創出
- ◆今後の課題
- 職員の窓口業務能力の維持

- 委託スタッフの窓口業務能力の維持
- 財政面での効果が少ない
- 市と民間との事務スペースの分離、職員間の意識の醸成が必要

研修を終えて

現在、窓口業務の民間委託を総務省は推奨しているが、5万人以上の自治体での実施が多く、小浜市のように3万人前後の行政での民間委託実施は全国的にも珍しいところである。

小浜市は、外部施設(出張所、コミュニティセンター等)がなく、各種証明等が必要な場合は、全て市役所の窓口に行かなければならない。2月から4月までの特に異動(転入、転出等)の多い繁忙期には窓口が混雑し、市民サービス向上の観点から考えると、外部施設は必要ではないかと思われる。

本市の状況から判断をする、コミュニティセンターの人件費、コンビニ発行システムの年間経費、窓口業務の一部民間委託の三点を比較し、今後の行政のスリム化の観点から検討することが必要である。

研修内容

(1) 平成30年7月30日(月)

移住・定住支援

〔宮崎県西都市〕

西都市の人口は、昭和35年の50,948人をピークに減少し、昭和50年には、一ツ瀬ダムの完成に伴う工事関係者の流出や高度経済成長期の都市部への人口流出等により37,054人まで大きく減少した。その後も人口減少は続き、平成30年現在の人口は29,594人となっている。

移住・定住等を促進するため、「空き家バンク」の充実を図り、「お試し滞在」の実施や農業新規参入への支援、住宅取得など経済的負担の軽減を図る助成事業も実施している。

◆移住・定住に係る主な助成事業

①若い世代・子育て世代に対する移住・定住促進支援事業

○住宅取得費・改修費の助成
子育て世帯(世帯主またはその配偶者が40歳未満の世帯)を対象に、新築住宅建築(購入含む)、中古住宅

購入、住宅改修を行なった方に対する助成金

○賃貸住宅家賃の助成(転入者のみ)

子育て世帯もしくは新婚世帯を対象に、市内の賃貸住宅へ居住する者を対象に、家賃の一部に対する助成金(2年間)

②お試し滞在助成事業

○本市への移住を目的とした活動に係る宿泊費に対する助成金

研修を終えて

都留市においても、都留市人口ビジョン・都留市総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけるべく、将来目指すべき姿の実現に向け、様々な政策を展開しているが、当研修では新たな知識の拡充・知識の再確認ができ、地方が抱える共通であろう重要課題について考える機会となった。今後の都留市の地域情勢・政策の方向性を見極めつつ、議員として魅力ある都留市を創るための知識をより一層深め、行政への意見・提言ができるよう、今後も調査・研究を進めていく必要があると考える。

研修内容

(2) 平成30年7月31日(火)

少子化対策

〔宮崎県日南市〕

近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や社会的孤立の拡大などにより、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する「日南市子どもの未来応援プラン」を策定した。

◆現状と課題から必要とされる対策

①発見から支援につなぐ体制の整備

支援に必要な家庭や子ども

を早期に

発見し、

適切な支

援を行う

ため、相

談・訪問

事業等の

充実を図

るととも

に、地域

全体で子



日南市

②子どもの貧困対策に取り組む。
子どもへの支援

すべての子どもが、家庭環境や経済状況に左右されることがなく、自分の能力・可能性を最大限伸ばせるよう学習支援を行う。また、就労等により保護者が不在の家庭の子どもが、安心して過ごせる居場所づくりを推進し、基本的な学習習慣や生活習慣の定着を図る。

③保護者への支援

生活保護や各種手当など、世帯の生活の基盤を下支えするとともに、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭等が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援を充実させ、生活の安定を図る。

研修を終えて

今回の研修を通じて、地域の実情や子育て世帯のニーズを十分に考慮した政策執行が重要であり、少子化対策を行うことで転入者が増え、また都留市に住みつけたいと思う人が増えるような魅力ある施策に取り組んでいくことが必要であると考え

7月

- 4日(水) 議会だより編集委員会(第1回)
- 6日(金) 都留市職員組合第65回定期大会
- 18日(水) 議会だより編集委員会(第2回)
- 22日(日) 議会報告会(宝)
- 23日(月) 山梨県東部広域連合議会7月定例会
- 25日(水) 大月都留広域事務組合議会7定例会
都留市学校規模等適正化準備会
- 27日(金) 埼玉県秩父市議会行政視察研修
- 30日(月) 都留市議会議員行政視察研修(～8/1)

8月

- 2日(木) 議会報告会(三吉)
- 3日(金) 平成30年度山梨県高速道路整備促進期
成同盟会通常総会
議会報告会(開地)
議会報告会(禾生)
- 4日(土) 議会報告会(盛里)
- 5日(日) 第86回都留市町別野球大会開会式
- 6日(月) 議会報告会(東桂)
- 10日(金) 山梨県市議会議長会議員合同研修会
(前期)

- 21日(火) 公立大学法人都留文科大学と都留市議
会との意見交換会
- 22日(水) 山梨県東部広域連合議会議員研修会
- 26日(日) 第86回都留市町別野球大会閉会式
- 28日(火) ◎議会運営委員会/◎全員協議会
- 29日(水) 山梨県市議会議長会議長・事務局長会議
- 30日(木) ◎9月定例会 開会
- 31日(金) 第36回ふるさと時代祭り宵祭り

9月

- 10日(月) ◎一般質問
- 12日(水) ◎総務産業建設常任委員会
◎社会厚生常任委員会
- 13日(木) ◎決算特別委員会
- 14日(金) ◎決算特別委員会
- 18日(火) ◎決算特別委員会
- 21日(金) ◎議会運営委員会/◎全員協議会
◎9月定例会 閉会
議会改革特別委員会
- 28日(金) 都留市セーフコミュニティ推進協議会委
員委嘱式並びに第1回推進協議会
- 30日(日) 第21回都留市いきいきフェスティバル
2018式典

山梨県市議会議長会合同研修会

8月10日(金)、アピオ甲府において山梨県市議会議長
会合同研修会が開催されました。

当日は、富士市産業支援センターf-Bizセンター長
の小出宗昭氏により『地域ビジネスによる地域活性化』
について研修を受けました。



議会だより
編集委員会

議会だより編集委員会
委員長 藤江喜美子
副委員長 藤本 明久
委員 小俣 武
委員 国田 正己
委員 山本 美正

今年の議会報告会には、こ
れまでの参加者数を超える多
くの方に参加いただいた。議
会活動の報告だけでなく、市
民との意見交換の場としても
大変貴重な機会である。政治
家である議員とは言葉の力が
問われるものだ。政治信条を
訴え、どのような都留市を目
指すのか、思い描くビジョン
が皆さんの胸に響くように伝
わることを。そういうことを
大切にしていきたい。

編集委員 藤本 明久

次期定例会及び請願提出について

12月定例会日程(予定)

- 開 会 12月 6日(木)
- 一般質問 12月17日(月)、18日(火)
- 閉 会 12月21日(金)

請願提出締切日(予定) ●12月3日(月)

人 事 案 件

9月21日の本会議で、教育委員会教育長の任命につ
いて、及び教育委員会委員の任命について議案が上程
され、満場一致で同意されました。

- 教育委員会教育長 上谷 上野 清
- 教育委員会委員 川棚 白戸 吉男

編
集
後
記

あれほど苦しめられた猛暑
の記憶は徐々に薄れていき、
ストロブやこたつの時季が訪
れた。猛暑とともに大規模な
災害に見舞われた日本列島、
政府や自治体が悩むのは、い
かに住民を避難誘導するかの
であるという。避難勧告などの
異常を伝える情報があつて
も、人間には「自分は大丈夫」
と思ひ込む心理があるそう
だ。災害列島に住む私たちに
突き付けられた課題は決して
小さくない。